

問題3 行政指導に関する次の記述のうち、妥当なものはいくつあるか。

- 1 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者について記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、常にこれを交付しなければならない。
- 2 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるか否かにかかわらず、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。
- 4 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき行政指導（その根拠となる規定が法律におかれているものに限る）がされていないと料するときは、当該行政指導をすることを求めることができるが、この申し出は行政手続法上の「申請」にあたる。
- 5 行政指導について、行政手続法は、一般原則として行政指導の内容が相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることを定め、申請に関連する行政指導については、行政指導に携わるものは、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず、当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならないと定めている。

問題4 行政手続法上の届出に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- 1 行政手続法37条の「届出」とは、行政庁に対し一定の事項を通知する行為で、届出先の行政庁に許否の応答を求めるものを意味する。
- 2 届出が、届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていること、その他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達し、受理されたときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。
- 3 外国籍を有しない者が国籍離脱届けを提出し、行政庁が誤ってそれを受けつけてしまい国籍離脱の告示がなされた場合、一応、国籍離脱の効果が発生する。
- 4 法令によって当該届出先に関して「都道府県知事を経由して総務大臣に届け出なければならない」と規定してある場合であっても、総務大臣の事務所に届出が到達するまで、届出をすべき手続上の義務が履行されたことにはならない。
- 5 届出の形式的要件が欠けていた場合、届出を受けた行政庁は届出者に対して当該届出の補正を命じるといった義務を負っていない。